

伊南聖苑利用のご案内とお願い

伊南行政組合
指定管理者 伊南葬祭業組合

1 受入れ時刻等

- ・ 予約いただいた時刻は火葬の始まる時刻です。20分前到着を目安にお越しください。
- ・ 前の回の火葬が終了していない場合、お待ちいただくことがありますがお含みください。
- ・ ご到着から収骨終了までにかかる時間は、おおむね2時間～2時間30分です。

聖苑到着時刻	8 : 4 0	9 : 4 0	1 1 : 1 0	1 3 : 1 0	1 4 : 1 0
火葬開始	9 : 0 0	1 0 : 0 0	1 1 : 3 0	1 3 : 3 0	1 4 : 3 0

※ 葬家様のご都合により、火入れ時刻を若干早める場合があります。
直接来苑される方には、葬家様からその旨をお伝えください。

2 使用料

(1体当り)

区 分	10歳以上	10歳未満	死産児 (12週以上)	死産児(12週未満) 胞衣(後産)等
組織市町村	12,000 円	7,000 円	5,000 円	2,500 円
上記以外	50,000 円	30,000 円	15,000 円	10,000 円

※ 組織市町村とは、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村です。

3 伊南聖苑使用時の注意事項

- ・ 聖苑内では職員の指示に従ってください。
- ・ 到着後、市町村窓口で渡された「**死体火葬許可証**」及び「**火葬場使用許可証**」を必ず職員にお渡しください。
- ・ 火葬終了後、「死体火葬許可証」に、火葬が行われたことを証明し、お返しいたします。納骨等に必要ですので、紛失や汚損をなさらないようご注意ください。
- ・ 待合室には湯茶の用意がございます。また、ジュース類の自動販売機がございます。
- ・ 待合時間中の料理や飲み物については、事前に葬祭業者にご相談ください。
- ・ 飲食物を持参された場合には、残り物やゴミをお持ち帰りください。
- ・ 館内は禁煙です。喫煙は指定した喫煙場所をお願いいたします。

※ 身体の一部の火葬をなさる等、葬祭業者に依頼されない場合は、事前に伊南聖苑へご連絡ください。

※ 聖苑職員への心づけ等はお断りいたしておりますので、ご用意いただかないようお願いいたします。

「納棺にあたってのお願い」 裏面をご覧ください。⇒

4 納棺にあたってのお願い

- ・ 火葬に支障をきたしますので、棺に入れる副葬品は最小限にしてください。
- ・ ご遺骨の損傷やご遺骨への付着、火葬炉内での爆発、燃焼によるダイオキシン類等有害物質発生のおそれがありますので、特に次の物品は、絶対に納棺しないでください。
- ・ 故人様が心臓疾患によりペースメーカーを装着されていた場合は、炉内で爆発するなど大変危険です。必ずその旨を聖苑職員にお伝えください（葬祭業者にもお伝えください）。

物 品 と 具 体 例	考 え ら れ る 影 響
金属製品 腕時計、指輪、貴金属、硬貨、コイン など	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご遺骨への付着 ・ 貴金属類の滅失、熔解 ・ 燃え残り
ガラス製品・陶磁製品 酒類や化粧品等の瓶、メガネ、鏡、食器類 など	
プラスチック・ビニール・発砲スチロール製品 バッグ類、靴、おもちゃ、人形、ゴルフボール CD、DVD など	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご遺骨の損傷やご遺骨への付着 ・ 燃焼によるダイオキシン等有害物質類の発生 ・ 燃え残り ・ 急激な燃焼による炉内温度の急上昇 ・ 酸素不足による不完全燃焼 ・ 排煙集塵装置の不具合の発生
化学合成繊維製品 衣類、寝具、敷物 など	
カーボン製品・グラスファイバー製品 杖、ゴルフクラブ、釣竿、テニスラケット など	
危険物（爆発する物） ペースメーカー、ガスライター、スプレー缶 電池、携帯電話、携帯音楽プレーヤー など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発によるご遺骨の損傷 ・ 爆発による作業従事者の負傷
燃焼の妨げになる物 水分が多い果物（スイカ、メロン など） 分厚い書籍（辞書、写真アルバム、教科書 など） 繊維製品（布団、大きなぬいぐるみ など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬時間の延長 ・ 燃え残り ・ 酸素不足による不完全燃焼
その他 義手・義足などの補装具	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご遺骨への付着

故人様のご冥福を、心よりお祈り申し上げます。

◆ お問い合わせ先 ◆

<p>【火葬の執行・施設管理に関すること】 伊南行政組合火葬場「伊南聖苑」 駒ヶ根市赤穂14679番地1 電話：0265-82-5985 FAX：0265-82-5991</p>	<p>【業務の管理・監督に関すること】 伊南行政組合 駒ヶ根市赤穂3230番地 （昭和伊南総合病院内） 電話：0265-82-8003</p>
---	---